

関東西部地区飛行連絡会会則

(目的)

第1条 関東西部地区の低高度において航空機の運航及び管制等を行う運航関係者が、情報及び意見交換を行うことにより相互の理解を深めるとともに、必要に応じ安全確保のための処置等を検討し、もって同地区における飛行安全に寄与することを目的とする。

(原則)

第2条 本飛行連絡会は、会の目的に同意した個人及び団体等が自主的に参加することによって成立するものである。

(定義)

第3条 本会則に使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 航空機等 航空機及び動力付パラグライダー等をいう。
- (2) 航空会社等 民間の航空会社及び航空機等を保有する法人又は個人並びに飛行クラブをいう。
- (3) 団体等 関東西部地区の低高度において航空機を運航する、自衛隊、地方自治体に所属する警察、消防、防災等関係機関及び航空会社等、並びに、管制機関、飛行場を管理または運航を統括する組織及び団体等をいう。
- (4) 実務担当者 団体等において飛行及び管制に直結する業務を行う担当者をいう。
- (5) 運航関係者 団体等の責任者、操縦者、管制官及び運用に関する企画、連絡及び調整等の業務を行う者をいう。

(会員)

第4条 本飛行連絡会は、会への参加に同意する個人及び団体等をもって会員とする。

(代表者)

第5条 各団体等に、それぞれ代表者を置く。

- 2 代表者は、各団体等に所属する運航関係者への連絡調整及び意見のとりまとめ等を行う。

(会長等)

第6条 本飛行連絡会に、会長を置く。会長は、航空自衛隊航空総隊司令部飛行隊司令が行うものとし、会の運営、企画及び連絡調整等に関わる業務を行う。

(事務局)

第7条 航空自衛隊入間基地に、事務局を置く。事務局は次の者をもって構成し、会長の行う業務に関し会長を補佐する。

(1) 事務局長 航空総隊司令部飛行隊安全班長

(2) 事務局員 中部航空警戒管制団安全班長、第2輸送航空隊安全班長、入間管制隊管制班長、飛行点検隊安全班長、入間ヘリコプター空輸隊安全班長、

(定例会の開催)

第8条 情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じ安全確保のための処置等を検討するため、実務担当者を集め定例会を開催する。

2 会は、原則として年1回開催するものとする。

3 実務担当者以外の運航関係者についても、地域の飛行状況等についての理解を深めるため、定例会に参加することができる。

(検討会)

第9条 飛行安全上の問題等に関し、運航要領やそれに伴う調整要領等についての検討を行うため、会員は、会員相互の合意のもと、定例会以外にも関係者を集め自主的な検討会を開くことができる。

2 検討された内容で、他の会員に周知することが適当であると判断される事項については、事務局を通じ各会員に通知するものとする。

(会則の成立)

第10条 本会則は、代表者全員の合意により成立するものとする。

平成16年7月7日

会長 叶 邦臣